

消費生活センターだより

暮らしのスクラム



第43回消費生活展を開催します！

日時：令和6年11月30日（土）

午前10時～午後3時

場所：東大阪市立消費生活センター

アンケートに答えていただくと記念品がもらえます。（なくなり次第終了）

（体験コーナー、野菜・お菓子・メロンパン・おにぎり等の販売実施。

13時よりガラガラ抽選あり）



そのURLのクリック、ちょっと待って！！

—SMSやメールでの“フィッシング詐欺”の相談が増えています—

（事例1）

宅配会社から「料金が不足している」とSMSがきた。添付のURLをクリックし、クレジットカード番号を入力したが、エラーが出たので違うカード番号を入力し決済した。2枚のカード会社から後日高額な請求がきた。騙された。

（事例2）

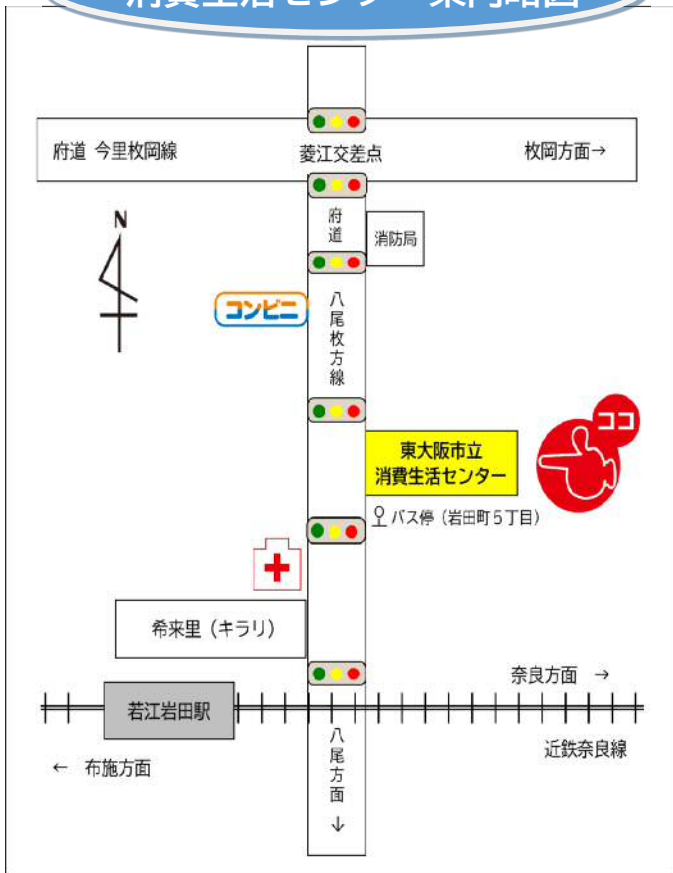
私のパソコンのメール宛に、取引している銀行から「URLに入り、セキュリティ対策するように」とメールがきた。IDとパスワードを入力してしまったが不審だ。



最近のクレジットカードの不正利用は、フィッシングがきっかけと考えられる場合が多くあります。個人情報やクレジットカード情報を入力させる内容のメールやSMSに記載されているURLには、アクセスしない事が大切です。フィッシングサイトにアクセスしたと気づいたら、ID・パスワードはすぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関などにも連絡しましょう。

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話
072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

※来所相談の場合は、
事前に電話予約してください。

●交通

近鉄奈良線若江岩田駅下車
北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002 (事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

…相談窓口ではこんなことをしています…

- ◆ 自主交渉の助言……………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求

〈土曜・日曜の相談窓口〉(年末年始を除く)

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉(年末年始を除く)

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで